

# 改革案

## ○ 見直しの方向

育児休業の取得の促進は、少子化対策として有効な施策であると同時に、妊娠、出産、育児に伴う離職率を低下させ、労働者の雇用の維持、安定に資する雇用対策上も極めて重要な施策であるため、今後ともその取組を推進していく必要がある。

### 【具体策】

雇用保険財源に限られる中で、育児休業期間中や短時間勤務期間中に経済的支援を行うことができる企業に対する支援を行うよりも、育児休業制度等が利用しにくく両立支援の取組みが遅れている企業に対する支援を行うことが重要であることを踏まえ、政策目的が同一である「両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)」及び「中小企業子育て支援助成金」と共に、本助成金の在り方の検討を行う。

また、本助成金の目標設定にあたっては、本助成金の活用によって何人が育児休業・短時間勤務制度を利用できるようになったかという評価の視点をビルトインして事業の効果を把握し、制度の効率的な運営を図ることとする。

(参考)

○ 「雇用保険二事業に関する行政評価・監視結果報告書」(平成22年1月総務省行政評価局)における指摘事項

本事業と「両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)」、「中小企業子育て支援助成金」については、個々の要件があり、事業の趣旨、目的は異なるが、いずれも最終的には育児休業、短時間勤務制度のように、働く男女の勤務条件の改善を図るものである。また、当該事業の短時間勤務促進措置及び「中小企業子育て支援助成金」は暫定措置であるため、他事業との統合を図ることにより、申請窓口の一元化を図り効率的な運営を行う余地がみられる。

(指摘を受けた3つの助成金の比較)

	育児休業取得促進等助成金 ※短時間勤務に係る助成は暫定措置	子育て期の短時間勤務支援コース	中小企業子育て支援助成金 ※23年度末までの暫定措置
対象者	事業主	事業主	事業主
助成内容	育児休業取得期間中及び短時間勤務中の経済的支援額の2/3 (中小企業は3/4)	短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合、従業員数や制度の内容に応じて、 ・1人目 40万円～100万円 ・2人目～5人目 10万円～80万円 等	従業員数100人以下の中小企業で育児休業取得者が初めて出た場合 ・1人目 100万円 ・2人目～5人目 80万円
実施主体	国	(財)21世紀職業財団	国
予算 (22年度、百万円)	616	257	3,226

※なお、平成22年度より、「中小企業子育て支援助成金」のうち短時間勤務制度に係る部分を「両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)」に統合している。